

大規模災害等発生時の生徒引き渡し保護者用マニュアル

越前町立越前中学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害(地震・津波等)が発生し、大きな被害が出た場合
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがある場合
- その他、校長が引き渡しを必要と判断した場合

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段(Home&School・電話)が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて通知または電話により連絡し、生徒の引き取りを依頼します。

(2) すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待つて引き渡します。「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

通信手段が使えない場合でも、状況に応じて学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き取り時の交通手段

→ 原則、徒歩で引き取りに来てください(混乱、二次被害を防ぐため)。ただし、自動車での来校が可能だと判断した場合には、学校から連絡します。

4 引き渡し場所

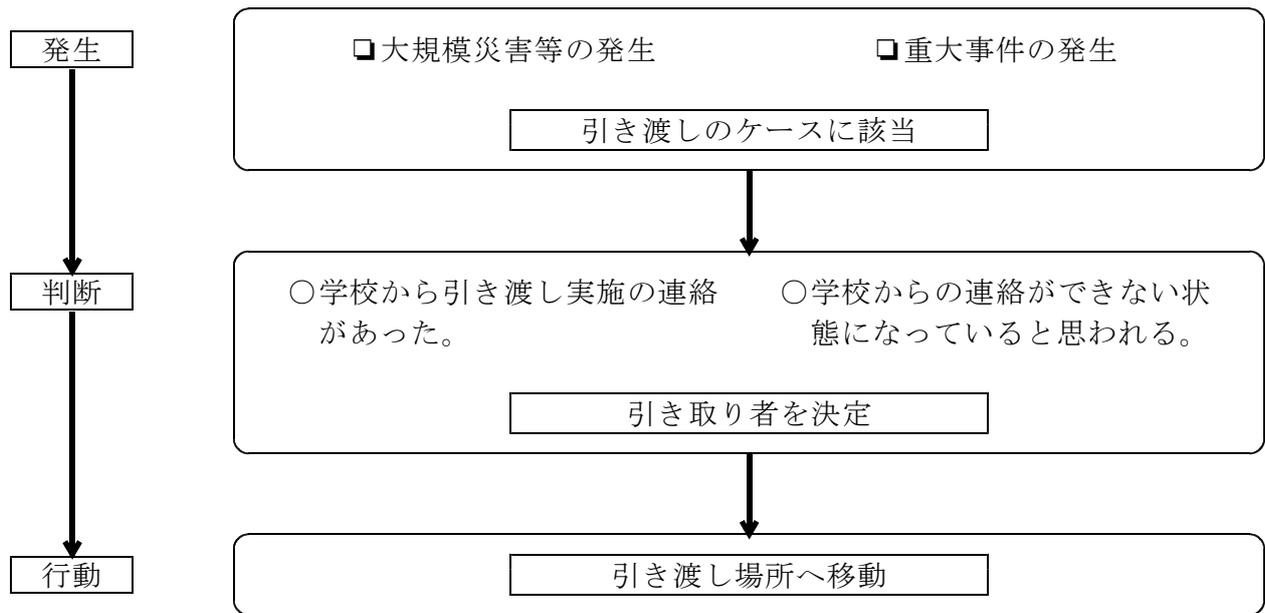
→ 原則、学校(音楽室横非常口)を引き渡し場所とします。その場所での引き渡しが不可能と判断した場合や、生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

5 緊急時引き渡しカード

→ 円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時引き渡しカード」を使用して引き渡しを行います。引き取りに来る人(緊急時の生徒引受人)を決めて、「緊急時引き渡しカード」に記入してください。引受人の決定に際しては、以下の点についてご協力ください。

- ・引受人の①には、保護者を登録してください。
- ・引受人の②以降は、①の保護者が引き取りできない場合の引き取り者(保護者・親族・近所の方等)を登録してください。
- ・保護者以外の引き取り者は、生徒が確認できる方をお願いします。

6 引き渡しの手順



(1) 受付

→ 音楽室横非常口で受付を行ってください。在学中の妹・弟は、長子の学級で一緒に待っています。

(2) 引受人の確認

→ 教職員に、「〇年〇組〇〇の(母・父)です。」と教えてください。保護者以外の方の場合は、運転免許証等、身分を証明できるものを提示いただくことで、引受人の確認をします。

(3) 引き渡し

→ 生徒が引受人を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認すると共に、自宅以外の場所に生徒を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

【お願い】

・生徒が落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。引き渡し場所では教職員の指示に従ってください。

【連絡先】

越前中学校 教頭 上坂彰博
TEL 0778-37-1200